

みやこ町告示第63号

みやこ町結婚新生活支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月10日

みやこ町長 井 上 幸 春

みやこ町結婚新生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新たに婚姻した世帯に対し、住居費及び初期費用の一部を助成するみやこ町結婚新生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関しみやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 この要綱が施行された日以降において、婚姻届が受理された日（以下「婚姻日」という。）から起算して1年以内の夫婦が属する世帯のうち、当該夫婦が生計の中心となる世帯をいう。
- (2) 所得期間 第6条第1項に規定する申請書を提出した日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（ただし、申請日により前年分の所得証明書の発行が困難な場合は、前々年）の1月1日から12月31日までの間をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に当該夫婦のいずれかが新たに賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅（町営・県営等の公営賃貸住宅、社宅・官舎・寮等の給与住宅及び夫婦の2親等以内の親族が所有しているものを除く。以下「民間賃貸住宅」という。）の家賃及び共益費の合計額をいう。ただし、夫婦いずれかの勤務先から住居手当等の支給がある場合は、住居手当等を控除した金額の合計額とする。
- (4) 初期費用 民間賃貸住宅に係る敷金、礼金、仲介手数料及び婚姻後の生活のために行った引っ越しに要した費用の合計額をいう。ただし、夫婦いずれかの勤務先から住居手当等の支給がある場合は、住居手当等を控除した金額の合計額とする。

また、引っ越しに要した費用については、引越業者及び運送業者へ支払った実費に限るものとする。

(助成対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、申請日において次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 夫婦ともに、婚姻日から1月以内又は婚姻日より前3月以内において、民間賃貸住宅の所在する地番に住所を有し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき町の住民基本台帳に記録されることをいう。)、かつ、婚姻日から2年以上継続して居住する意思があること。

(2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(3) 所得期間における夫婦の所得を合計した額が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに記載する計算方法により算出した額とする。

ア 夫婦の一方又は双方が離職し、申請日において無職の場合は、離職した者の所得については、所得がないものとして夫婦の所得を算出する。

イ 申請日において、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した夫婦の所得から所得期間内に返済した貸与型奨学金の返済額相当額を控除する。

(4) 新婚世帯に属する世帯員全員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃等の助成を受けていないこと。

(5) 新婚世帯に属する世帯員全員が、みやこ町及び他の自治体における結婚新生活支援事業による助成金の交付を受けたことがないこと。

(6) 新婚世帯に属する世帯員全員が、税及び使用料等の町への納付金を滞納していないこと。

(7) 新婚世帯に属する世帯員全員が、いずれも暴力団(みやこ町暴力団排除条例(平成22年みやこ町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(助成期間)

第4条 助成金の対象となる期間(以下「助成期間」という。)は、婚姻日の属する月を

含め12月までとする。ただし、初期費用の対象となる期間は、婚姻日から1月以内又は婚姻日より前3月以内とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の金額は、助成期間の住居費及び初期費用の合計額とし、1世帯当たり30万円を限度とする。ただし、住居費については、月額1万5,000円を限度とする。

2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請等)

第6条 新婚世帯に属する夫婦で助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、婚姻後1年を経過した日から1年以内に、みやこ町結婚新生活支援助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 戸籍謄本（新婚夫婦の婚姻届出の記載があるもの）

(3) 夫婦の直近の所得証明書

(4) 対象の民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

(5) 住居費及び初期費用に係る領収書の写し

(6) 住居手当等支給証明書（様式第2号）

(7) 誓約書（様式第3号）

(8) 納付状況確認書（様式第4号）

(9) 離職票の写し（離職した場合に限る。）

(10) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、みやこ町結婚新生活支援助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けたときは、速やかにみやこ町結婚新生活支援助成金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付決定者から前項に規定する請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

（交付の返還等）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、又は中止し、交付決定を受けた助成金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱に違反する行為があったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと町長が認めたとき。

（報告等）

第9条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象世帯及びその他関係者等に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 助成対象世帯及びその他関係者等は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（期間）

第10条 この要綱は、施行の日から3箇年度をもって見直すこととする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに助成金の交付要件を満た

した者については、この要綱による助成金の交付対象者とし、その者の申請期限は、第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から1年以内とする。